別表１　（果樹経営支援対策事業関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 補助対象となる経費、補助率等 |
| １　整備事業(1) 優良品目・品種　への転換等 ア 改植・新植 | (ｱ) 補助対象となる経費伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根費を除く。(ｲ) 補助率及び植栽密度の下限ａ　補助率は、持続的生産要領Ⅰの第１の１の（３）のアの表の補助対象となる取組欄及び補助率欄の１の（１）に掲げるとおりとする。ｂ　補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。　(a) 慣行樹形等への改植・新植① うんしゅうみかんへの改植・新植青島温州を除くうんしゅうみかん（50本／10a）、青島温州（36本／10a）② うんしゅうみかん以外のかんきつ類のうち以下の品目への改植･新植不知火（47本／10a）、いよかん（62本／10a）、レモン（25本／10a）、はっさく（28本／10a）、ゆず（27本／10a）、ぽんかん（40本／10a）、ぶんたん（20本／10a）、たんかん（22本／10a）　　③ その他の主要果樹のうち以下の品目への改植・新植りんご（18本／10a）、日本なし（40本／10a）、西洋なし（15本／10a）、かき（30本／10a）、ぶどう（12本／10a）、もも（18本／10a）、おうとう（15本／10a）、びわ（28本／10a）、くり（21本／10a）、うめ（12本／10a）、すもも（13本／10a）、キウイフルーツ（９本／10a）、いちじく（10本／10a）　　　④ りんごのわい化栽培への改植・新植（62本／10a）　　　⑤ ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植（125本／10a）　　(b) 省力樹形への改植・新植　　　① 超高密植（トールスピンドル、りんご）栽培への改植・新植（概ね250本以上／10a）　　　② 高密植低樹高（新わい化、りんご）栽培への改植・新植（概ね165本以上／10a）　　　③ 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への改植・新植（概ね170本以上／10a）　　　④ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への改植・新植（概ね170本以上／10a）　　　⑤ ジョイント栽培（なし、もも、すもも等）への改植・新植（概ね169本以上／10a）　　　⑥ ジョイント栽培（かき等）への改植・新植（概ね190本以上／10a）⑦ 朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植（概ね33本以上／10a）⑧ Ｖ字ジョイント栽培（なし、もも、おうとう）への改植・新植 （概ね125本以上/10a） ⑨ Ｖ字ジョイント栽培（りんご）への改植・新植（概ね166本以 上/10a） ⑩ Ｖ字ジョイント栽培（かき）への改植・新植（概ね190本以上/ 10a） (c) (a)及び(b)に区分が設けられていない品目で省力樹形に該当する 場合の補助対象となる植栽密度は、農産局長に協議の上、公的な試 験データなどを参考として個別に妥当な水準を判断することとする 。(ｳ) 次のａ及びｂのいずれかの場合にあっては、次の額を持続的生産要領で定額と定められた額それぞれに加算する。ただし、ａ及びｂの取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は２万円／１０アールとする。　　　　定額　　　　２万円／１０アールａ　農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と本会が認めた者が行う改植・新植であって、一定の要件を満たす場合ｂ　農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であって、一定の要件を満たす場合(ｴ) 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植・新植を行う場合であって、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。ａ　最初の年度においては、改植・新植に要した補助対象経費の２分の１の額と持続的生産要領で定額と定められた額（(ｳ)の額を加算した場合は加算後の額）のいずれか低い額とする。 ｂ 改植・新植の完了した年度においては、要綱で定額と定められた額（(ｳ)の額を加算した場合は加算後の額）から上記ａの額を差し引いた額とする。(ｵ) 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植・新植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植・新植に要した補助対象経費の２分の１以内とする。(ｶ) 同一品種の改植実施細則第４条に該当する場合を除き、業務方法書第１８条の(1)のカの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。1. 省力樹形
2. 省力的な植栽方法

③ りんごのわい化栽培（慣行樹形からの改植に限る。）④ 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合⑤ 産地計画に位置づけられた優良系統（同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。）を導入する場合⑥ 自然災害による被害を受けた園地にあっては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合⑦ 業務方法書第５６条第１項に定める整列樹形(ｷ）自然災害時の補助対象経費等自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のａの経費を補助対象に加えることができる。ａの経費の補助率はｂによるものとする。なお、業務方法書第２２条第１号及び第２３条第３号の自然災害とは、一定の広がりの地域において発生した自然災害又は局地的に甚大な被害が生じた自然災害であって、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいい、原則として発生した年の翌年の１２月末日までに申請を行うものとする。　ａ　補助対象となる経費　(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚の設置に必要な資材費(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用　ｂ　補助率　　　２分の１以内(ｸ) 自然災害時の提出資料　　(ｷ)の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を本会　に提出するものとする。　ａ　被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる資料ｂ　改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等(ｹ）災害復旧対策等で伐採・抜根等を行った場合には、(ｱ)に関わらず、伐採・抜根等に要した経費については、補助対象としない。また、補助率については、要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の（１）のうち新植に係るものを適用する。(ｺ) 改植・新植単価の加算の要件 a　 (ｳ)のａの一定の要件を満たす場合とは、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があって、果樹園地の集約化等の取組を行っており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。　(a) ２号遊休農地又は管理不良園地であって、改植・新植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合　(b) 本会が以下の場合に該当すると認めた園地 　 ① 改植・新植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であって、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合ｂ (ｳ)のｂの一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであって、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。　(a) ５０アール以上のまとまった農地に移動すること　(b) 改植８年後までに①かつ②の目標を達成すること　　① 移動後の園地の１０アール当たりの労働時間を産地の平均より１０％以上縮減すること。　　② 移動後の園地の１０アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ１０％以上増加すること。　(c) 次のいずれかに該当すること　　① ２号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合　　② 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合(ｻ) (ｺ)のaの柱書きの要件を満たし、かつ、(ｺ)のaの(b)の②を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、本会が認めた場合には、担い手が行う改植・新植について、(ｳ)のａの規定を準用する。(ｼ) (ｺ)のa及び(ｻ)の場合における改植・新植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね５アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね１０アール以上とする。(ｽ) 担い手が自己育成した大苗を用いる改植・新植にあっては、(ｱ)に関わらず苗木代に要した経費については補助対象としない。また、補助率については、(ｲ)に関わらず２分の１以内とする。なお、改植・新植に用いる自己育成した大苗は、以下の要件をすべて満たす場合とする。1. 担い手が自己育成を行う苗木の購入前に品目・品種、入手方法等を記載した自己育成大苗改植・新植計画を作成し、産地協議会の承認を受けていること。
2. 担い手は、苗木の育成期間中、自己育成大苗改植・新植計画に沿って苗木を育成していることを毎年１回産地協議会に報告し、産地協議会により確認されていること。
3. 育成期間は、５年以内であること。

(ｾ) 業務方法書第１８条第１号のウに規定する省力樹形の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、以下のａに加えて、ｂ又はｃのいずれかが確認できる試験結果若しくは事例を本会に提出するものとする。　　ただし、持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の(1)のイにおいて、定額とされているものを除く。　ａ 未収益となる期間の短縮が期待できるものであること。ｂ １０アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して１０％以上縮減できること。ｃ １０アール当たり収量について、慣行栽培と比較して１０％以上増加できること。(ｿ) クビアカツヤカミキリにより被害を受け、「重要病害虫等早期防除対策事業」又はその他の事業により果樹を伐採した園地での植替えについては、新植として扱うものとする。なお、新たに植栽することができる品目・品種は、伐採前の品種を含む産地計画に記載されている優良品目・品種であることとする。 |
| イ 高接 | (ｱ) 補助対象となる経費 　整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費(ｲ) 補助率 ２分の１以内 |
| (2) 小規模園地整備 ア 園内道の整備 イ 傾斜の緩和  ウ 土壌土層改良 エ 排水路の整備 | (ｱ) 補助対象となる経費 　舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費(ｲ) 補助率 ２分の１以内(ｱ) 補助対象となる経費 　重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費(ｲ) 補助率 ２分の１以内(ｱ) 補助対象となる経費 　重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等の経費(ｲ) 補助率 ２分の１以内(ｱ) 補助対象となる経費　 排水施設費（明きょ、暗きょ、貯水槽、ポンプ等）等の経費(ｲ) 補助率　 ２分の１以内 |
| (3) 放任園地発生防止対策 | ア 補助対象となる経費 　伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費イ 補助率 ａ うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹園　 定額 １０万円/１０アール ｂ りんご等主要果樹の果樹園 定額 ８万円/１０アール ｃ 上記以外の果樹園　 定率 　 ２分の１以内  |
| (4) 用水・かん水設備の整備 | ア　補助対象となる経費　 揚水設備費、撒水設備費、自動制御装置費等の経費イ 補助率 ２分の１以内 |
| (5) 本会特認事業 | ア 補助対象となる経費(ｱ) 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備（同種・同能力のものを再度整備することを除く。）については、補助対象経費は施設導入・設置費、資材費、掘削費等の経費とする。(ｲ) 防霜設備、防風設備の整備については、補助対象経費は、設備の整備に要する防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等の経費とする。(ｳ) 業務方法書第１８条第５号に規定する多目的防災網とは、栽培指針その他資料により、その効果、仕様及び施工方法が明確になったものとし、当該資料を本会に提出するものとする。イ 補助率 ２分の１以内 |
| ２　推進事業 |  |
|  |  |
| 1. 大苗育苗ほの設置
 | ア 補助対象となる事業及び経費 (ｱ) 大苗育苗ほの設置 　 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借地料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費 (ｲ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化 網室の整備費 (ｳ) 自然災害対応の苗木生産 苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費イ　補助率 ２分の１以内  |
| (2) 省力技術サポート支援  | ア　補助対象となる事業及び経費 省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法を習得するための、委員謝金・旅費、資料印刷費等の先進地や研究機関からの指導者による技術指導に要する経費、会場借料、通信運搬費、消耗品費等の産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催に要する経費 イ　補助率 定額  |
| (3) 一斉改植支援  | ア　補助対象となる事業及び経費 代替園地における樹勢維持のための栽培管理、土壌改良、病害虫防除、新たに生じる果実選別費等の掛かり増し経費 イ　補助率 定額（５６万円／１０ａ（＝１１．２万円/１０ａ×５年分）以内） ウ　事業実施に当たっての留意事項 (ｱ) 一斉改植で行う植栽は、省力樹形又は省力的植栽とする。 (ｲ) 支援対象者は事業実施期間中は、作業日誌等で営農状況を整理し保管すること。 |
| ３　推進事務費 | ア 補助対象となる経費 下表に掲げる経費イ 補助率　 定額　ウ 推進事務費の使途の基準等果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を行うに必要な次に掲げる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 対象とする作業 |  作業の内容 |
| 対象経費 | 旅費賃金共済費報償費需用費役務費 | 普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費）日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）委員等旅費（委員に対する旅費）日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金賃金が支弁される者に対する社会保険料謝金消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品）燃料費（自動車等の燃料費）印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）修繕費（器具類の修繕費）通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金、謝金及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの） |
|  | 使用料及び賃借料備品購入費光熱水料 | 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料機械器具等購入費機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等 |

 |
|  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象機関  | 都道府県法人等、農地中間管理機構、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関  |

 |

別表２　（果樹未収益期間支援事業関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 |
| １　補助対象経費２　補助対象果樹等３　支援対象期間 | 　持続的生産要領Ⅰの第１の２の（２）の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費　業務方法書第４８条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和３６年政令第１４５号）第２条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイア、プルーン、マンゴー、やまぶどう、ライチ、ハスカップ及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、花粉採取専用に植栽された果樹を除く。　補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、都道府県法人等が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て本会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。　４年間　ただし、次に掲げる場合にあっては、４年間からそれぞれに該当する年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。なお、(1)については、未収益期間に要する経費が、未収益期間支援事業の補助額を事業費に換算した額（44万円/10a）を上回る場合は、支援対象期間は４年間とする。(1) 持続的生産要領Ⅰの第１の１の（３）のアの表の１の(1)のイの(ｷ)に定める省力樹形への改植等にあっては、本会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数(2) 持続的生産要領Ⅰの第1の２の(2)のただし書きの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（１年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）(3) 別表１の１の(1)のアの(ｽ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあっては、本会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数 |

別表３　（果樹型トレーニングファーム推進条件事業関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 |
| 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業 | 　(1) 補助対象となる経費持続的生産要領Ⅰの第１の３の（２）のエの表に掲げる経費(2) 補助率定額又は２分の１以内 |

別表３　（優良苗木生産推進事業関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 |
| １　補助対象経費２　補助率 | 　持続的生産要領Ⅱの第１の１の（１０）に掲げる経費 定額又は２分の１以内 |

別表４　（果樹先導的取組支援事業関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 |
| １ 省力樹形又は優 良品目・品種への改植・新植 ２ 未収益期間における栽培管理 ３ 災害対応設備の 設置、安定生産に資する設備の設置及びほ場条件の整備 ４ 病害の低減に資する雨よけ設備の整備 ５ 高温障害の発生低減に向けた資機材の導入６ 高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証 | (1) 補助対象となる経費 伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、果樹棚、支柱等の経費。ただし、新植においては伐採・伐根費を除く。(2) 補助率 ２分の１以内(1) 補助対象となる経費 本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費(2) 補助率 低額２２万円／１０ａ(1) 補助対象となる経費別表１の１の(2)、(4)及び(5)に定める経費(2) 補助率２分の１以内 (1) 補助対象となる経費 簡易な雨よけ設備の整備に要する資材費、施工費(2) 補助率 ２分の１以内　※補助金上限額１６０万円／１０ａ、事業費上限額４００万円／１０ａ（税込）(1) 補助対象となる経費細霧冷房、遮光資材（一体的に導入する支柱等も含む。）及び土壌被覆資材の導入に要する資材費及び施工費(2) 補助率２分の１以内(3) 事業実施に当たっての留意事項ア 細霧冷房については樹体や果実の冷却を目的とするものに限る。イ 遮光資材については固定するための支柱等と一体的に導入するものに限る。ウ 土壌被覆資材についてはかん水設備と一体的に導入することとし、遮光性・遮熱性を備え、土壌水分量を細かく調整できるものに限る。エ イ及びウについて、既に導入済の設備がある場合は、資材のみの導入も可能とする。(1) 補助対象となる経費実証ほ借上料、実証用資材費、資料印刷費、会場借料、技術調査費等の経費 (2) 補助率２分の１以内 |